2014年2月 OIE 水生委員会会合に対する

日本のコメント

我が国は、水生動物委員会(水生委員会)に対し、その成された仕事に謝意を表し、水生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えてくれたことを感謝します。

1. 水生動物衛生コードの利用者ガイド

B. 水生コードの内容

4) 第 2 節の基準は、OIE の貿易基準がない場合に、輸入国が輸入リスク 分析を行うことを手助けするためのものである。輸入国はまた、OIE の貿易基準よりも貿易制限的なに基づいた措置よりも高い衛生上の 保護の水準を達成する 輸入措置の正当性を説明するために、この基準 を用いることができる。

.....

C. 特記事項

•••••••

4) 貿易必要条件

水生動物の国際的な貿易に関する衛生措置は、OIEの基準に基づくものとする。加盟国は、水生コードにより勧告されている条件よりも貿易制限的または非貿易制限的に基づいて達成されるよりも高い衛生上の保護の水準を達成する条件下で、水生動物または水生動物製品を自国に輸入することができる。この場合、輸入国は、より貿易制限的な措置の科学的な正当性を示すために、第2.1章に従った人又は動物の生命又は健康に及ぼすリスク評価に基づき、科学的な正当性を示す記載されたOIEの基準に従いリスク分析を行うものとする。WTO加盟国は、衛生植物検疫措置に関する協定(SPS協定)を参照するに従い衛生措置を定め、適用するものとする。

理由

- 1) OIE 水生動物衛生コードは、衛生植物検疫措置に関する協定(SPS 協定) と整合性を保つべきです。 SPS 協定第3条第3項によると、加盟国は、科学的に正当な理由がある場合、OIE の基準に基づく措置によって達成される水準よりも高い衛生上の保護の水準をもたらす衛生措置を導入し又は維持することができます。我々の提示した文章の方が、水生委員会の提示したものよりも、SPS 協定と整合性が保たれていることは明らかです。
- 2) B-(4)及び C-(4)の第 2 文では、同様の性質を評価する場合に使われる比較級が用いられており、現行の OIE の基準が貿易制限的であるとの考えに基づいて書かれています。オックスフォード英語辞典によると、「制限的」とは「したいことをできないようにする」ことを意味します。我々は、OIE の基準には、安全な貿易の基準を加盟国に提示し、それにより加盟国が不安を抱かずに貿易を開始できるようにすることにより、加盟国が行いたいと考える国際的な貿易を(妨げるのではなく)促進することに寄与しているものがあると確信しています。

加えて、例として、第 11.1.3 条の条文は以下のとおり – 所轄官庁は、第 11.1.2 条に記載された種の水生動物及び水生動物製品をいかなる目的でも輸入又はトランジットする及び第 5.4.1 条を遵守する場合、輸出国、ゾーン又はコンパートメントのアワビへルペスウイルスの状況に係わらず、アワビへルペスウイルスに関するいかなる条件も要求しないものとする。 – となっており、これは貿易制限的であるとはいえません。つまり、現行の OIE 基準は必ずしも貿易制限的ではありません。

- 3) 第2.1章によると、リスク分析は4つの要素(ハザード特定、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーション)から構成されています。 SPS 協定第5条第1項では、加盟国の衛生措置はリスク分析ではなくリスク評価に基づくものとしています。
- 4) WTO 加盟国は、SPS 協定を参照するのみではなく、遵守しなくてはなりません。むしろ OIE コードは、衛生措置を定め、適用する場合に参照するものです。

2. その他

我が国は、アワビ類のキセノハリオチス感染症の迅速かつ簡易な診断方法が、増殖研究所により開発されたことを受け、水生委員会で本疾病の診断法が見直されることを望みます。(Fish Pathology, 49(2), 41-48, 2014).